⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績に対して提出できる施工実績は各々１件とする。

特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積3,500㎡以上の橋梁床版※の新設又は取替を行った工事
※橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。なお、鋼床版は除く。以下同じ。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑻　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料の提出を受け、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価技術提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や、設計図書で指定する工法等を変更する提案は不採用とする。

⑶　総合評価技術提案資料の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不採用」とする場合がある。
本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。
・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・交通保安要員を追加配置する提案
・床版取替ではなく、橋梁の架け替えをする提案

②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は下記⑷２）に記載する「可」と評価する。

③　総合評価技術提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。
・下記⑷に記載する評価項目①～③に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとする。
・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。
・１ページに記載できる行数は、最大42行とする。
・１つの技術提案の内容に関し記載できる行数は、最大２行とする。
・１行あたりに記載できる文字数は、最大48文字とする。

④　以下の場合は、該当する評価項目に関する全ての技術提案を不採用とする。
・技術提案数が３提案を超える場合
・１つの評価項目が１ページを超える場合
・１ページに記載された行数が、42行を超える場合

⑤　以下の場合は、該当する技術提案を不採用とする。
・１つの技術提案の内容に関し記載された行数が、２行を超える場合
・１行あたりに記載された文字数が、48文字を超える場合

⑥　以下の場合は、該当する技術提案を減点の対象とする場合がある。
・技術提案の内容に目的、実施する内容又は施工箇所が具体的に記載されていない場合

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

１）評価項目
工事目的物の性能・機能に関する事項

①　詳細設計で行う、岩の沢橋（上下線）の半断面施工における通行規制期間の短縮が期待できる検討事項の提案
社会的要請に関する事項

②　施工計画段階で実施する、工事用車両の本線規制内への進入・退出における安全対策が期待できる検討事項の提案

③　施工計画段階で実施する、足場設置・撤去作業時における作業員の墜落・転落に関する安全対策が期待できる検討事項の提案
評価項目①～③における技術提案は「検討事項」を求めているため、当初契約時において履行義務が発生するのは“「検討事項」の検討”であり、「検討事項」に対する施工についての履行義務はないものとする。
そのため、入札時の見積額に「検討事項」に対する施工に要する費用を含めてはならない。

なお、「検討事項」に対する施工について、監督員が実施すると判断した場合は設計変更の対象とする。